

高齢者在宅サービスの紹介

問い合わせ 高齢障害福祉課
☎0942-85-3554

記事ID 0002302

市内に暮らす高齢者が、それぞれの住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指すために、以下の在宅サービスを提供しています。

対象者の詳しい条件やサービスの内容は、高齢障害福祉課にお尋ねください。

1 『食』の自立支援事業

食事の確保が困難な人へ自宅まで弁当を配達し、同時に安否の確認も行います。

※利用者負担あり

対象

概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、調理や食材の調達ができず、家族の支援も困難な人



2 緊急通報システム設置事業

緊急時に、利用者が自宅に取り付けた機器を押すことで、市が委託する警備会社につながり、緊急時の迅速な救急・防犯活動につなげます。

対象

- 概ね75歳以上の病弱な一人暮らしなどの人
- 身体障害者手帳1級、2級または3級の交付を受けている一人暮らしの人



3 在宅寝たきり老人等介護見舞金

在宅で、65歳以上の人を介護している家族(介護者)に対し、見舞金の支給を行っています。

※支給上限あり

対象

在宅で、寝たきり状態や重度認知症の65歳以上の人を継続して6か月以上介護している同居の家族(介護者と被介護者が共に市内に6か月以上居住していること)



その他に『高齢者福祉乗車券』『高齢者紙おむつ等支給事業』『特殊ベッド・車いす貸出事業』『行方不明高齢者等事前登録制度』などを行っています。お気軽にお問い合わせください。

とっちゃん環境かわら版【vol.71】

記事ID 0001322

問い合わせ 環境課 ☎0942-85-3561



地域猫活動をご存じですか？

猫に関する苦情や相談が市に寄せられていますが、法令などにより猫の捕獲や処分を行うことはできません。市は動物愛護や公衆衛生の観点から飼い猫の室内飼育を啓発すると同時に、地域猫活動を推奨しています。地域猫活動とは、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、ルールを決めた餌やり、トイレの管理などを地域から選ばれた管理者で行うことです。



■期待される効果

- 不妊去勢手術により繁殖が抑えられ、発情によるケンカや鳴き声が減る
- 餌やりのルール化によりごみをあさることを防ぐ
- トイレの設置により、ふん尿の被害が減る
- 将来的に地域から飼い主のいない猫が減る

猫が好きな人にとっては交通事故や感染症などで命を落としてしまう猫を減らしていく、一方で、猫で悩んでいる人にとっては猫による被害を減らしていくことにつながります。また、市では飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成を行っています。詳しくは環境課へお問い合わせください。